

○大野城太宰府環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和53年2月23日
条例第9号

(趣旨)

第1条 大野城太宰府環境施設組合議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、次表のとおりとする。

| 区分 | 議長 | 副議長 | 議員 |
|--------|---------|---------|---------|
| 議員報酬月額 | 25,800円 | 24,400円 | 22,900円 |

(支給条件)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された当日分から、議員にはその職についた当日分から、それぞれ議員報酬を日割計算により支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当日分までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日の属する月の末日分まで支給する。

(議員報酬の支給)

第4条 議員報酬は、毎年12月及び3月に支給する。

(費用弁償)

第5条 議員が議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。

2 議員が公務のため組合を組織する地方公共団体以外に旅行したときは、大野城太宰府環境施設組合職員等の旅費に関する条例(昭和55年条例第7号)に基づき常勤の特別職に支給する旅費相当額を費用弁償として旅費を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年2月28日から適用する。

附 則(昭和55年条例第2号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。